

令和5年度税制改正要望の概要

令和4年8月
沖縄県

沖縄関係税制の措置期限

制度名		特例措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	観光地形成促進地域 (沖振法)	投資税額控除 (建物等8%、機械等15%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31			R7.3.31		
2	情報通信産業振興地域・特別地区 (沖振法)	所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等8%、機械等15%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31			R7.3.31		
3	産業イノベーション新促進地域 (旧：産業高度化・事業革新促進地域) (沖振法)	投資税額控除 (建物等8%、機械等15%) 特別償却 (建物等20%、機械等34%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31			R7.3.31		
4	国際物流拠点産業集積地域 (沖振法)	所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等8%、機械等15%) 特別償却 (建物25%、機械等50%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31			R7.3.31		
5	経済金融活性化特別地区 (沖振法)	所得控除 (40%) 投資税額控除 (建物等8%、機械等15%) 特別償却 (建物25%、機械等50%) エンジェル税制	金融特区					H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31			R7.3.31		
6	離島の旅館業に係る減価償却の特例措置 (沖振法)	特別償却 (建物等8%)						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31	R4.3.31			R7.3.31		
7	酒税の軽減措置 (復帰特措法)	酒税の軽減 (泡盛35%、ビール等20%)						H29.5.14	H31.5.14	R3.5.14	R4.5.14			R14.5.14 (ビール：R8.10)		
8	航空機燃料税の軽減措置 (沖振法)	航空機燃料税の軽減	H26.3.31					H29.3.31	R2.3.31	R4.3.31			R5.3.31			
9	沖縄型特定免税店制度 (沖振法)	関税の免除						H29.3.31	R2.3.31	R4.3.31				R6.3.31		
10	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除 (沖振法)	石油石炭税の免除						H27.3.31	R2.3.31	R4.3.31				R6.3.31		
11	電力の償却資産に係る特例措置 (地方税法)	固定資産税の軽減						H27.3.31	R2.3.31	R4.3.31				R6.3.31		
12	揮発油税等の軽減措置 (復帰特措法)	揮発油税等の軽減						H27.5.14	R2.5.14	R4.5.14				R6.5.14		
13	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除 (跡地法)	譲渡所得控除								R4.3.31				R14.3.31		

※ 「沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

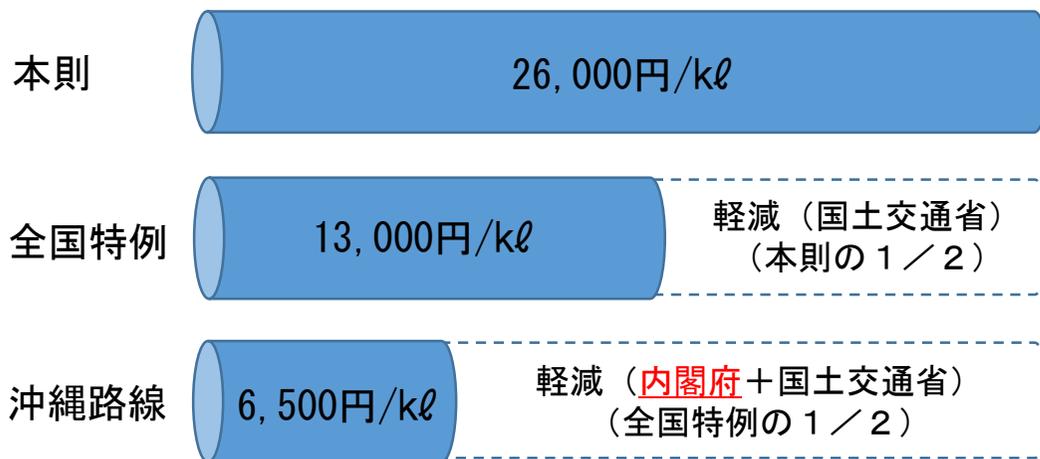
「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法

航空機燃料税の軽減措置の延長について

概要

- 沖縄の自立型経済の構築のため、沖縄のリーディング産業である観光の振興や那覇空港を中心とした国際物流拠点の形成に向け、航空機燃料税に係る軽減措置を設けることにより、本土からの観光客等の安定的な確保及び国際物流拠点として国際競争力の向上を図る。

軽減措置の内容



沖縄路線に係る航空機燃料税を1kℓ当たり、6,500円に軽減（適用期限：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

適用路線



- ①本土路線 36路線（季節運航含む）
※沖縄島、宮古島、石垣島、久米島、下地島と本土間
- ②離島路線 12路線
※沖縄県の区域内の各地間

運賃の比較

	距離	運賃	円/km
羽田－札幌 （本則特例）	894km	（旅客） 38,700円	43.3
		（貨物） 30,100円	33.7
羽田－那覇 （沖縄路線）	1,687km	（旅客） 47,150円	27.9
		（貨物） 41,900円	24.8

※大手航空会社の運賃の平均を記載（貨物は100kg輸送時の運賃）

適用実績

（単位：千kℓ、億円）

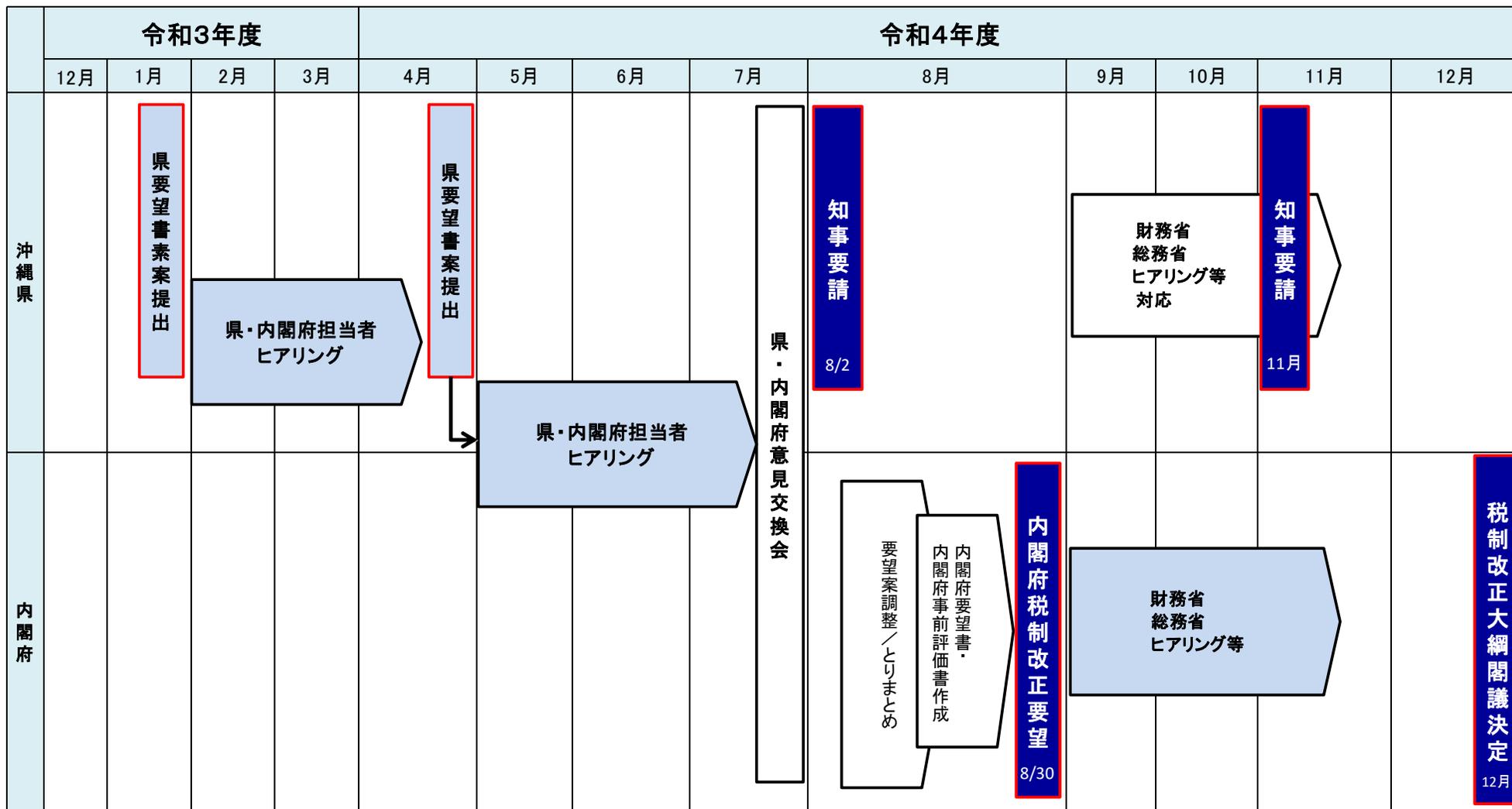
	H28	H29	H30	R1	R2	計
適用数量	914	928	932	964	586	4,324
軽減額	155	158	158	164	100	735

※国税庁の資料を基に本則（26,000円/kℓ）との差額を軽減額として記載

税制改正の要望

- 内容** 全国特例の1/2
注）国土交通省（全国特例）との共同要望
- 期限** 令和5年4月1日～令和8年3月31日
（3年間の延長要望）

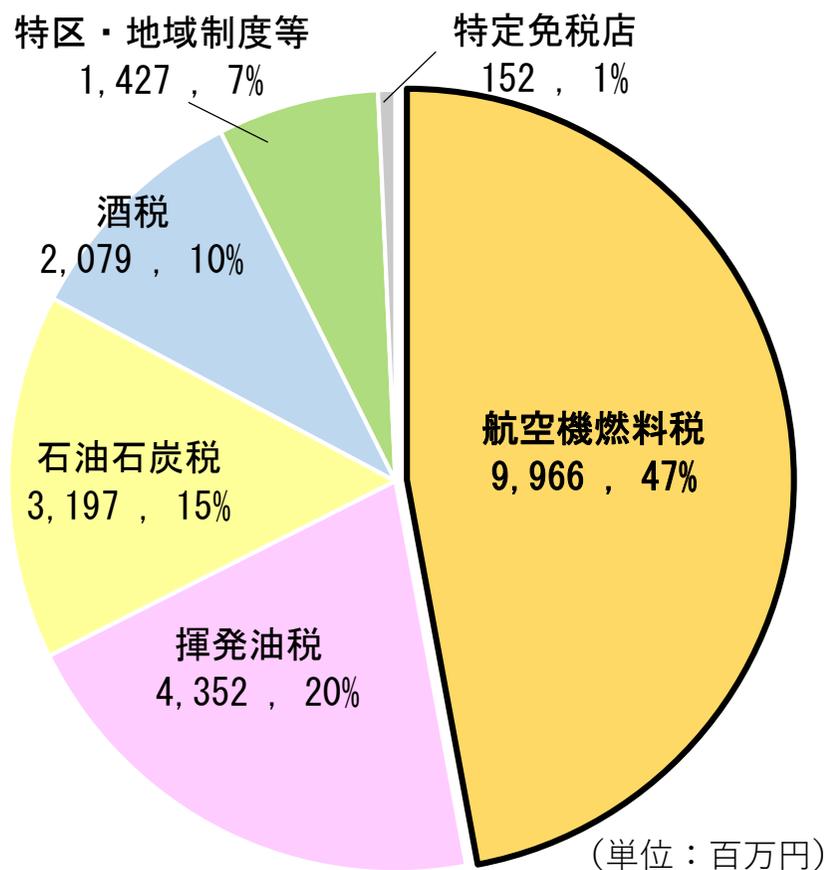
【参考】令和5年度税制改正スケジュール（想定）



※ 令和4年度税制改正のスケジュールを参考に作成。

【参考】沖縄関係税制による国税特例措置の適用額

令和2年度の国税の適用額は、約212億円
うち、航空機燃料税は約100億円



地域・特区制度等の内訳

地域・特区制度等	R2適用額
国際物流拠点産業集積地域	315
情報通信産業振興地域・特区	571
産業高度化・事業革新促進地域	368
経済金融活性化特別地区	149
観光地形成促進地域	1
離島旅館業の特別償却	23
合計	1,427

※1 「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除」は、適用実績の捕捉が困難なため上記実績額に含めていない。

※2 「沖縄電力の償却資産に係る固定資産税軽減」は、地方税の軽減措置のため上記実績額に含めていない。